No.	項目	内容	担当課	29年度の実施状況
1	教職員の資質能力の向上	学校基本方針,「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会発行),「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」(国立教育研究所発行),「いじめ未然防止プログラム」(心の教育総合センター)等の活用や,いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。	学校教育課	・文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会、生徒指導連絡協議会で、積極的ないじめ認知について確認。各校では、職員会議において周知するとともに、過去の事例とその取組について研修を実施した。・各校年間2回、スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修の実施・毎月、各校の生徒指導担当教師、芦屋警察署等関係機関が出席する芦屋市生徒指導連絡協議会を開催して、情報の共有と対応や取組の協議を行った。
		さらに、初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。		夏季研修講座において兵庫県スクールカウンセラースーパーバイザーの中村経子講師を招いて「今,子どもたちに何が起こっているのか」というテーマで研修会を開いた。「子どもの命は絶対に守らなくてはいけない」という強い願いを共有しつつ、県内の事例をもとに今日的ないじめの問題について30名の参加者とともに考える有意義な研修が実施できた。また、12名の初任者研修においては、「子どもが抱える困難への気付き、対応について」というテーマで子どもの思いのとらえ方の具体を学びとる研修ができた。
	早期発見・早期対応のための措置	【別表】 No.1 人権擁護事業 特設人権相談所を開設し,人権擁護委員がいじめ や嫌がらせ等に関する相談に対応し,問題解決に つなげる。	人権推進課	・人権相談の実施(毎月2回) 人権擁護委員(法務大臣委嘱)による相談を実施(いじめ・いや がらせ、名誉棄損、信用問題その他人権に関すること) ※29年度はいじめ問題に関する相談なし
2		【別表】 No.2 家庭児童相談 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	子育て推進課	・家庭からの相談内容で、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があり、相談面接等の聞き取りから早期発見に努めている。また、虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童についてもいじめの加害者になる可能性もあるため、児童が健全な生活を送れるよう支援している。 ・いじめに関する内容での対応件数は1件

No.	項目	内容	担当課	29年度の実施状況
	早期発見・早期対応のための措置	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。	学校教育課	スクールカウンセラーを拠点校5校,残りの学校は連携校として配置。また、スクールソーシャルワーカー1名を中学校中心に配置し、支援体制を図った。(スクールカウンセラーの相談件数2559件、スクールソーシャルワーカーの相談件数132件。ともに延べ数)
		【別表】 No.3 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 不登校,非行,性の問題等の子どもや親子関係等 の悩みについて,電話,面接による相談を実施す る。		・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談112件 面接相談213件) 相談窓口ポスターを作成し,各学校へ配布,掲示をおこなった。
2		【別表】 No.4 打出教育文化センター教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについ て,電話,面接による教育相談を実施する。	打出教育文化 センター	不登校や発達障害等の悩みについて教育相談員による親子面接相談を年間で延べ502名実施した。また、所員(所長・指導主事)による電話相談を21回行った。相談の状況を学校園や関係機関と共有し、悩みの改善につながるよう働きかけることにも力を注いでいる。
		【別表】 No.5 青少年愛護センター相談 青少年の問題全般について,電話,来所及び訪問 による相談活動を実施する。	青少年愛護 センター	平成29年度に青少年愛護センターで受け付けた相談件数は16件で、そのうちいじめ・不登校に係るものは4件であった。情報を得た場合には学校など関係機関と連携して対応をしている。
		教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に 児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒と の関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組む ことができるようにするために、校務支援システ ムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改 善に努める。	教職員課	校務支援システムの活用をはじめ、学校業務の改善を推進し、児 童生徒と向き合う時間の確保に努めている。

No.	項目	内容	担当課	29年度の実施状況
3	啓発活動	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。	人権推進課	① 1 人権教室の開催 ・携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法や危険性を知り、いじめ発生を防止すること、いじめを受けた場合の対処方法を知ることを目的に授業を行った。 兵庫県立芦屋国際中等教育学校全生徒470名(H29.7.12) ・人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 岩園幼稚園 全児童 44名(H29.11.1) 山手小学校 3年生 128名(H29.12.20) ① 2 人権の花運動の実施(岩園幼稚園) 花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とする。 ※① 1、2は、人権擁護委員、市、法務局の共催事業 ② 「日々の生活と人権を考える集い2017」にてパンフレットを配布した。(H29.11.8)
		① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。 ③ いじめ問題対策連絡協議会主催で,小中学生に対する啓発を企画し,全市的に取り組む。	子育て推進課	・子どもの権利条約(乳幼児版,小学生版,中高生版)の配布保育所:5歳児,幼稚園:年長,小学6年生,中学3年生にそれぞれ配布・いじめ問題対策連絡協議会の事務局として,いじめ防止啓発事業の一環として「親子で考えよう!いじめをなくす魔法のことば」の募集,表彰式,展示会などを実施し,市内全域でいじめ防止意識の醸成を図った。 ・7月のあしや保健福祉フェアで啓発チラシ,啓発グッズを配布・11月の受賞者の表彰式の終了後,いじめ防止啓発の講演会を実施・11月の街頭キャンペーンにおいて,いじめ防止啓発を実施

No.	項目	内容	担当課	29年度の実施状況
	啓発活動	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。	学校教育課	・学校いじめ防止基本方針をホームページに公表する等、保護者に周知 ・保護者・地域向け啓発資料「みんなでいじめをなくすために」 の配布 ・いじめのチェックリストの活用
3		② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、 人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、 講演会等を通して、機会があるごとに家庭・地域 への啓発を行う。	青少年愛護 センター	青少年育成愛護委員の班集会(小学校区ごと,月1回)において,兵庫県からのいじめ防止やネットに潜むいじめに関するパンフレットなどを配布し,注意喚起を行った。また,青少年育成愛護委員会と共催で,スマホやインターネットに潜む危険性についての研修会を実施し,41名の参加を得た。
4	学校におけるいじ めの防止等の取組 の点検・充実	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組 状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取 組の充実を促す。また、いじめを早期に発見する ため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必 要な措置を講じる。	学校教育課	・小学校、中学校ともに、いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者に対する個別調査を実施 ・スクールカウンセラー、養護教諭の積極的活用による児童生徒ならびに保護者との相談体制の充実 ・スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携したケース会議や校内研究会等での研修を実施 ・中学校において、生活ノートを活用

No.	項目	内容	担当課	29年度の実施状況
	児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について、学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。	児童生徒,教職員に対してインターネットを通じ	学校教育課	・各校において、警察官、民間企業等の講師による情報モラルの 研修会を開催
5		打出教育文化 センター	芦屋市立中学校代表生徒各校数名と小学校代表児童各校1名が一堂に会してスマートフォンのより良い利用の仕方やルールを考える「芦屋市スマホサミット」を7月19日と2月28日に開催した。事前に実施した芦屋市ケータイ・スマホアンケートの結果をもとに、ケータイ・スマホの安全で正しい使い方や問題点について話し合い、小中学校に向けた、より良い利用の仕方についての啓発の準備のための集会を実施することができた。また、2月の会では、「スマホのトラブルを考えよう」をテーマにして実施することができた。	